

出前説明会の御案内
-18 歳から大人！ 若者向け消費者契約講座-

2022 年 4 月から成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられ、18 歳になった方は親権者の同意なく契約を結ぶことができるようになりました。これに伴い、若年者を当事者とする消費者トラブルの増加も危惧されます。

東北経済産業局消費経済課では、契約行為や悪質な商取引について理解し、消費者トラブルの未然防止を図るため、若年者を対象に経済産業省における消費者行政や消費者保護の取り組みを消費者トラブルの事例を交えながら説明する出前説明会を実施しています。説明会の実施を希望する団体等の皆様は以下「申し込みにあたっての入力事項」を入力の上、申込用メールアドレスに申込メールの送信をお願いします。

（注意）

- 説明対象は若年者としており、高校・各種専門学校・大学等からの申し込みを想定しています。
- 説明会は原則オンライン形式での実施とさせていただきます。対面形式での希望がある場合は「その他」に詳細をご記載ください。
- 説明会の実施にあたっては準備等に時間を要するため、開催希望日の 1 カ月前を目途にお知らせください。
- 説明内容の例
 - ・契約とは？ 必要な契約の知識を身に付けよう。
 - ・若者が狙われる悪質商法
 - ・クレジットカードの仕組みや利用の際の注意点
 - ・法律を知って自立する消費者を目指す（特定商取引法について）

<申込にあたっての入力事項>

- 団体名
- 担当者名
- 担当者のご所属及び役職
- 担当者連絡先（電話番号）
- 担当者連絡先（メールアドレス）
- 説明会実施希望日時（第 1 希望日から第 3 希望日までの記載をお願いします）
- 講演対象者の概況
- その他（対面形式での希望他、必要に応じてご記載ください）

<申込用メールアドレス>

[bzl-thk-shokeimoushikomi アットマーク meti.go.jp](mailto:bzl-thk-shokeimoushikomi@meti.go.jp)

※【お願い】上記「アットマーク」を「@」に変更してください。

<その他>

お申込みに際していただいた個人情報については、本説明会の実施、運営に限って利用させていただきます。

<お問合せ先>

東北経済産業局 産業部 消費経済課

電話：022-221-4917

FAX：022-224-1466